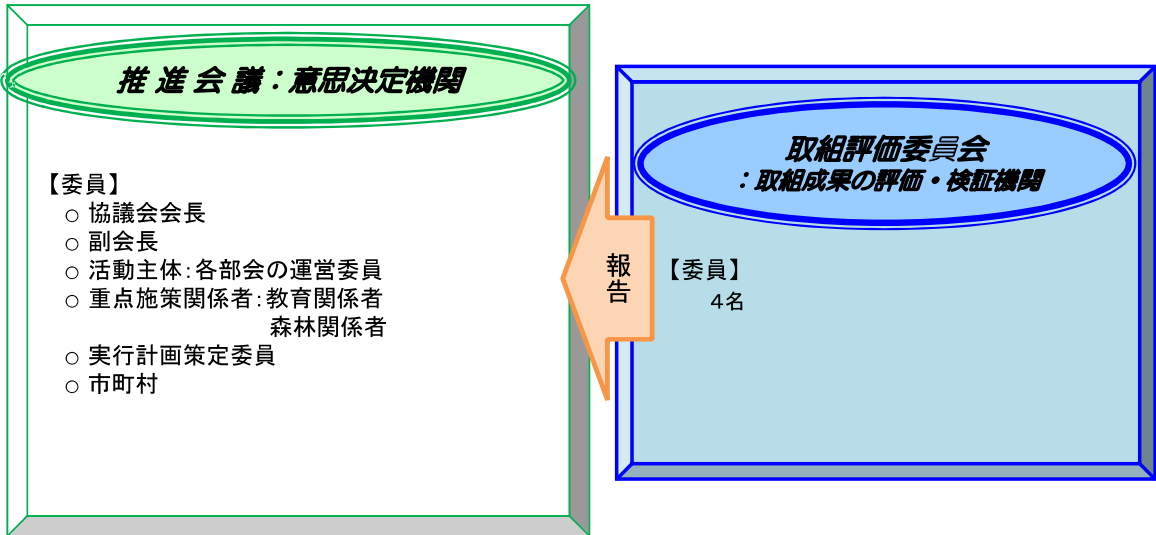


島根県地球温暖化対策協議会

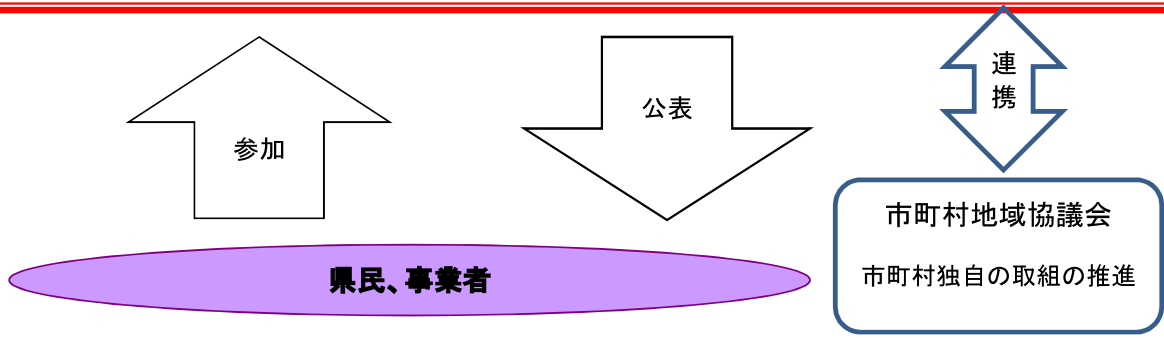
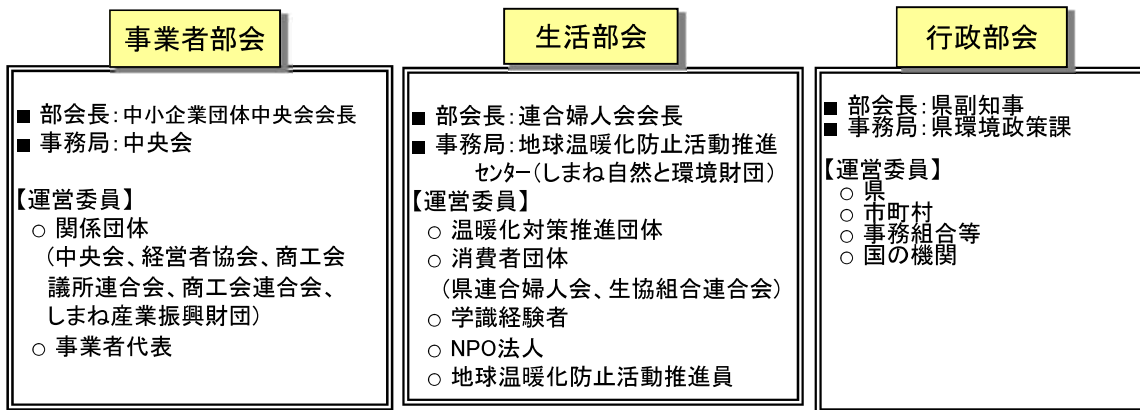
- 目的：県地球温暖化対策実行計画の推進と進行管理
- 会長：1名
- 副会長：各部会長(3名)
- 事務局：島根県環境政策課

■ 会 員：地球温暖化防止活動に自主的かつ積極的に取り組む県民、事業者等

- 事 業：
 - ① 目標、活動内容の決定、公表
 - ② 取組結果の評価、公表
 - ③ 普及啓発
 - ④ 情報交換、意見交換
 - ⑤ 優良事例の紹介、表彰 等



事 業：① 目標、活動内容の決定 ② 活動結果の取りまとめ



島根県地球温暖化対策協議会規約

(名称)

第1条 この会は、島根県地球温暖化対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会は、「島根県地球温暖化対策実行計画」（以下「実行計画」という。）の推進と進行管理を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 実行計画期間又は各年度における重点的な目標及び活動内容の決定並びに公表に関すること。
- (2) 地球温暖化防止活動の取り組み結果の評価並びに公表に関すること。
- (3) 地球温暖化対策の必要性、重要性についての普及啓発に関すること。
- (4) 情報交換や意見交換のための情報ネットワークの構築に関すること。
- (5) 優良事例の紹介、表彰に関すること。
- (6) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業の実施に関すること。

(会員)

第4条 協議会の会員は、地球温暖化防止活動に自主的かつ積極的に取り組む県民、事業者、行政機関等とする。

2 会員の資格並びに募集については、第8条に規定する部会において定めるものとする。

3 会員は、推進会議で決定した事項を尊重するとともに、前条第1号の目標及び活動内容について積極的に取り組むこととする。

(役員)

第5条 協議会に、会長1名及び副会長若干名を置く。

2 会長は、部会長が推薦する者とし、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、第8条に規定する各部会の部会長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序に従いその職務を代理する。

4 会長及び副会長の任期は、選任された日の属する年度の翌々年度に開催する、第7条に定める会議の日までとする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第6条 協議会に顧問を置く。

2 顧問は、島根県知事をもって充て、協議会に対し必要な助言を行う。

(推進会議)

第7条 協議会に島根県地球温暖化対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置き、毎年度1回以上開催する。

2 推進会議は、別表に定める者で構成する。

3 推進会議は、第3条に定める事業について審議又は協議する。

4 推進会議は会長が招集し、会議の議長は会長が務める。

5 推進会議の議決は、出席者の過半数をもって成立する。

(部会)

第8条 協議会に、事業所、生活、行政機関の各活動主体ごとの取り組みを推進するために次の部会を置く。

- (1) 事業者部会
- (2) 生活部会
- (3) 行政部会

- 2 それぞれの部会に部会長を置き、部会長はそれぞれの部会を代表する。
- 3 それぞれの部会に、当該部会の目標等について審議するため、運営委員会議を設ける。
- 4 それぞれの部会は、推進計画期間又は年度ごとに重点的な目標及び活動内容を定め、取り組みを実施し、その結果を把握するとともに、部会長は会長に報告する。
- 5 それぞれの部会に関する事項は、各部会長が別に定める。

(補助機関)

第9条 会長は、協議会に、必要に応じ推進会議の補助機関を置くことができる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は島根県環境政策課に置く。ただし、第8条に規定する部会の事務局は、同条第5項の規定によるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- この規約は、平成17年11月2日から施行する。
- この規約は、平成20年6月3日から施行する。
- この規約は、平成20年7月1日から施行する。
- この規約は、平成23年4月1日から施行する。
- この規約は、平成24年4月1日から施行する。

(別表)

推進会議委員

委 員	備 考
会長 事業者部会部会長 生活部会部会長 行政部会部会長 事業者部会運営委員 生活部会運営委員 県市町村教育委員会連合会会長 県森林組合連合会会長 県地球温暖化対策実行計画策定委員 市町村長	重点施策関係者 〃